

# 医薬品の適正使用に向けた多職種連携（病診薬連携）推進事業 業務委託成果仕様書

## 1 業務名

医薬品の適正使用に向けた多職種連携（病診薬連携）推進事業

## 2 事業目的

医薬品の適正使用の推進には多職種連携や医療機関の協働が重要とされており、特に、病院・診療所・薬局間の情報共有体制（病診薬連携）については、「高齢者の医薬品の適正使用指針」において、入退院の際など、療養環境の移行等の機会をとらえた薬剤情報の共有と処方適正化に向けた多職種・医療機関及び地域での協働が求められている。

そこで、病診薬連携の観点から医薬品の適正使用の推進を図り国保被保険者の健康の保持増進及び医療費適正化を図ることを目的として、地域における被保険者の薬剤情報共有の体制づくりに関して、他県での先進的な取組状況を調査し、地域の情報連携体制の構築を推進するための基礎資料とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

## 4 業務概要

### (1) 他県における薬剤情報の共有化に向けた情報連携の体制づくりの先進事例調査

受託者は、以下3分野について他自治体（実施主体は都道府県・市町村を問わない）での先進事例を調査する。

#### ア 分野

①ポリファーマシー対策、②フォーミュラリ（院内フォーミュラリ・地域フォーミュラリごと）、③被保険者の服薬アドヒアランスの向上

#### イ 調査項目（上記4（1）ア①から③について）

医薬品の適正使用にかかる地域の病診薬連携に向けた体制づくりに関する取組内容、連携体制構築に取り組むに至った経緯・背景事情、取り組むにあたって支障となった事由・解消するため行った工夫、検討体制（組織）等

### (2) データ分析

受託者は、上記4（1）の事例調査から得られた知見をもとに、本県における地域の情報連携に役立つデータ分析を検討・実施する。

(例)・各地域における重複多剤が発生しやすい薬効分類や利用薬局（院内・院外）の組み合わせ

・各地域で使用量が多く、かつ後発医薬品への置き換えが進んでいない薬効分類

### (3) 調査結果報告書の作成

受託者は、県庁内関係者や医療関係者（医師会、薬剤師会を想定）に向けて、上記４（１）及び（２）における調査・分析結果を分かりやすくまとめた調査結果報告書を作成する。

#### （４） 調査結果報告会の開催

受託者は、県が設定する報告会において、市町村職員及び医療関係者等を対象とし、上記４（３）を説明する。

### 5 実績報告

委託期間中に実施した４（１）～（４）の業務内容について実績報告書にまとめ、令和７年３月末までに県に報告すること。

### 6 実施時期

「5 業務概要」の区分	実施時期	備考
（１） 他県の先進事例調査	～令和６年１０月末	
（２） データ分析	～令和６年１２月末	
（３） 調査結果報告書の作成	～令和６年１２月末	
（４） 調査結果報告会	令和７年２月頃（予定）	報告会の開催・詳細は県で決定する。１～３月の間で７回程度を想定。

### 7 成果物

受託者は、上記４（１）（２）の調査で得られた統計資料等は、上記４（３）調査結果報告書及び上記５の実績報告書に未掲載の範囲を含めて、編集可能な電子データとして、県に納品すること。

	成果物名	数量	納入期限
1	4（２） 調査結果報告書（県・地域向け）	県用 CD ２部 報告書 100部	令和７年１月末
2	調査で得られた統計資料等の編集可能データ	県用 CD ２部	令和７年１月末

※表やグラフで加工可能な Microsoft Excel 形式及び研修会等で利用できる Powerpoint 形式等の電子データで提出すること。

### 9 その他留意事項

- （１） 上記６に記載の実施時期は目安であり、県と相談の上、実施時期を変更することができる。
- （２） 上記７に記載のデータ以外での提供を希望する場合、事前の質疑で確認すること。なお、データの提供までは、１か月程度の時間を想定している。

- (3) 本業務で取得した個人情報、委託期間終了後も、理由の如何を問わず、漏らしてはならない。
- (4) 委託者その他本業務関係者とのデータ等のやりとりは、セキュリティ、安全性に配慮して行うこと。
- (5) 業務の一部を再委託する場合は、事前に県の承諾を得ること。また、契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。
- (6) 本事業の実施にあたっては、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源として活用することを想定しているため、当該交付金の活用を前提とした企画を提案すること。
- (7) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器の準備、運搬等にかかる費用については全て委託料に含むこと。
- (8) 必要に応じ、県と適宜打合せの機会を設けること。とくに、県が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処すること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、県と協議し、その指示に従うこと。